

○高砂市浄化槽設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、し尿と生活雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、予算の範囲内において、浄化槽の設置工事（以下「設置工事」という。）に要する経費を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率が90パーセント以上、放流水のBODが日間平均値1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するとともに、国の定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）」に適合する浄化槽をいう。
- (2) 住宅 専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上の住居部分を有する併用住宅をいう。

(適用区域)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「適用区域」という。）について適用する。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の区域
- (2) その他市長が必要と認める区域

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、適用区域内において、住宅に浄化槽を設置しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2の規定に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 販売の目的で、浄化槽付専用住宅を建築する者
- (4) 浄化槽の設置された住宅を建て替え、又は増築する者（市長が定める災害に起因して当該

建替え又は増築をする者を除く。)

(5) 既設の浄化槽を更新し、又は改築する者（市長が定める災害に起因して当該更新又は改築をする者を除く。)

(6) その他市長が不相当と認めた者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、設置工事に要する経費に相当する額とする。ただし、当該額が別表の左欄に掲げる浄化槽の人槽区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める限度額を超えるときは、補助金の額は、当該限度額とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(公共下水道への接続)

第7条 補助対象者は、公共下水道の供用が開始された場合は、速やかに浄化槽を廃止し、当該下水道に接続しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

浄化槽の人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6人槽及び7人槽	414,000円
8人槽以上	548,000円